

**第1回 堺市歴史的風致維持向上計画協議会
議事録**

1. 日時：平成23年8月29日（月）15:00～16:30

2. 場所：本館 3階 大会議室 第1会議室

3. 出席者：

区分		勤務先／役職名等	氏名	備考
委員	学識経験を有する者	大阪大学 准教授	小浦 久子	
		大阪府立大学 教授	橋爪 紳也	
		大阪府立大学 教授	増田 昇	副会長
		京都府立大学 准教授	宗田 好史	
	公共的団体から選出された者	堺市自治連合協議会 副会長	岡本 邦彦	
	公募に応じた市民	公募	小松 清生	
		公募	鶴田 晴子	
	行政関係者	大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長	野口 雅昭	監事
		堺市 副市長 文化観光局担任	田村 恒一	会長

堺市 文化観光局 局長 志摩 哲也
 建築都市局 理事 西居 勝行
 建設局 土木部 部長 向井 昭
 文化観光局 文化部 部長 岡崎 尚喜
 文化観光局 世界文化遺産推進室 室長 宮前 誠
 建築都市局 都市計画部長 島田憲明

事務局 文化観光局 文化部 文化財課 課長 野田芳正
 文化観光局 文化部 文化財課 主幹 土山建史
 文化観光局 文化部 文化財課 主幹 小林初恵
 文化観光局 文化部 文化財課 技術職員 永井正浩
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 室長 休場理夫
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主幹 木下幸雄
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主査 室谷直樹
 建築都市局 都市計画部 都市景観室 主査 甲野純
 株式会社スペースビジョン研究所

傍聴者：5名

4. 資料：

- ・議事次第
- ・資料1 堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員名簿
- ・資料2 平成23年度 第1回堺市歴史的風致維持向上計画協議会 配席図
- ・資料3 堺市歴史的風致維持向上計画協議会規約
- ・資料4 平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会 収支予算書（案）
- ・資料5 歴史まちづくり法の概要（パンフレット）
- ・資料6 第1回 堺市歴史的風致維持向上計画 検討資料
- ・参考資料 歴史的風致維持向上計画認定状況（平成23年6月8日）

5. 議事：

5-1. 開会

事務局：只今より平成23年度第1回堺市歴史的風致維持向上協議会を開催させていただく。本日は、初めての協議会であるので、会議に先立ち、委員の紹介をさせていただく。
（委員紹介）

本日の資料の確認をさせていただく。

（資料確認）

本協議会は委員の2分の1以上の出席があり、堺市歴史的風致維持向上協議会規約第9条第2項の規定に基づく定足数に達しているため、会議は成立している。

本日の会議には、堺市歴史的風致維持向上協議会の傍聴に関する規定に基づき公開としている。会議の記録のため、事務局で必要に応じて写真撮影、録画、録音等をする。

5-2. 議事

事務局：本協議会の会長については、堺市歴史的風致維持向上協議会規約第6条第1項の規定に基づき、副市長の田村委員を会長とする。

会長に進行をお願いします。

田村会長：本日は皆様お忙しいなか、炎暑のなかお集まりいただき御礼申し上げます。堺市では、本年3月に「堺市マスタープラン—さかい未来・夢コンパス—」を策定した。そのなかで、「子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！—生涯安心のまち実現プロジェクト—」「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！—誇りを持てるまち実現プロジェクト—」「匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！—未来につながるまち実現プロジェクト—」の3つの挑戦を掲げ、重点的に取り組むこととしている。本日の協議会のテーマである歴史的風致維持向上計画は、このうち、2つ目の「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！—誇りを持てるまち実現プロジェクト—」に主として関連するものである。

堺は非常に歴史が豊かであるが、その豊かな歴史を活かしきれているかということについては、疑問があるということを多くの方からご指摘されている。

多くの歴史的な素材をいかに磨き上げていくかが重要である。本協議会において活発なご議論をいただき、実効性のある計画としてとりまとめていければと思う。宜しく

お願いしたい。

(1) 役員を選出について

田村会長：議事(1)の役員を選出を行う。役員を選出については堺市歴史的風致維持向上協議会規約第6条第2項の規定に基づき、副会長と監事を出席委員の互選により選任することとなっている。どなたか推薦はないか。

小浦委員：副会長には堺市について様々な面からご存知の増田委員にお願いしてはどうか。監事については会計監査の関係もあるため、野口委員にお願いしてはどうか。

田村会長：只今、小浦委員より、副会長に増田委員、監事に野口委員との推薦があった。その他に推薦はないか。

(「異議なし」の声あり)

田村会長：異議なしということであるが、増田委員、野口委員はいかがか。

増田委員：皆様のご推挙であるのでお受けさせていただく。

野口委員：お受けさせていただく。

田村会長：それでは、増田委員に副会長、野口委員に監事をお願いする。宜しくお願いしたい。

(2) 平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会予算案について

田村会長：議事(2)の平成23年度堺市歴史的風致維持向上計画協議会予算案について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：資料4をご覧ください。収入については、堺市からの負担金として、253,350円を計上している。また、支出については、報償費、消耗品費等として、合計253,350円を計上している。以上である。

田村会長：質問等はあるか。

質問等は特にないようであるので、只今ご提案いただいた通りに収支予算案を決定して宜しいか。

(「異議なし」の声あり)

田村会長：宜しいということであるので、可決したものとする。

(3) 堺市歴史的風致維持向上計画の策定について

田村会長：議事(3)の堺市歴史的風致維持向上計画の策定について、事務局から説明をお願いしたい。

事務局：資料5の1頁をご覧ください。まず歴史的風致が失われている現状について説明させていただきます。維持管理に多くの費用と手間がかかること、所有者の高齢化や人口減少による担い手不足等により、全国各地で町家等の歴史的な建造物が急速に失われつつあり、堺市でも同様の状況である。現在、市では、「堺市マスタープラン」に「歴史文化資源を活かしたまちづくり」を掲げている。この計画の実現と成功のためには、歴史的風致の維持向上に向け、歴史文化資源単体ではなく、その周辺での道路・交通・公園・商い・水系などといったハード系の整備と、フィールドを美術館や博物館に見立てる等のソフト事業も含めた計画づくり、施策事業の展開を進める必要があると考えている。そこで、この計画作りに際し、平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」を活用したいと考えたところである。この法律は、国土交通省、農林水産省、文化庁の三省共管の法律である。

資料5の2頁の上をご覧ください。法の制定の背景について書いている。歴史まちづくり法は「文化財とその周辺環境を一体としてとらえ、歴史的風致を一体的に維持、向上させることを目的とした法制度」であり、文化財の周辺環境の保存や整備は対象外である「文化財保護法」や、歴史的環境を復元整備するようなまちづくり形成に向けた積極的な支援措置の無い「景観法」の制度上の限界を超えるものであるといえる。

法を活用し、これらの事業への国支援を得るためには、国の「歴史的風致維持向上基本方針」に則りまして、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、国から計画の認定を受ける必要がある。資料5の3頁の上にこのあたりの事を書いている。

なお、この歴史的風致、あまり聞きなれない言葉であるが、資料5の1頁左下に、少し説明をしている。「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行なわれる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（法第1条）であると定義されている。難しいが、つまりは、その地域の建物等や地域の人々の活動が一体となって醸し出す、歴史的文化的な情緒・風情といえるのではないかと思う。

計画作成上の重要な条件であるが、重点区域の設定にあたっては、重要文化財等を包含した区域であることが前提となる。資料5の4頁の上に図入りで示されているが、城を中心にしていたり、古墳が地域内に見られる様子を書いている。

次に、計画認定に当たっては基準がある。「歴史的風致維持向上基本方針に適合すること」「当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められること」「計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」である。これらをクリアし、国の認定を受けた後は、「社会資本整備総合交付金」として、建造物の修景・買収・復元、古墳の整備やその周辺公園整備、水環境の改善、パークアンドライドの整備、無電柱化等の重点区域内においてのハード整備、また伝統行事の開催等のソフト事業に対し支援措置の適用を受けることができることとなっている。資料5の5、6頁に支援事業の概要が説明されている。つまり、それぞれの事業のきっかけとして、背景にどのような歴史的風致を維持向上するのかということ的位置づけすることが出来れば、その対象事業の周辺整備も含めて支援いただけることになる。

当協議会開催に先立ち、堺市ではこれまでに検討を重ね、平成22年度より市内で3回、国とも2回協議を行ってきた。

以上をふまえ、資料6の「第1回堺市歴史的風致維持向上計画検討資料」の説明を行わせていただく。

表紙をご覧ください。左側に資料番号、右側にその頁番号を記しているが、説明は左側の資料番号を使わせていただく。また、資料と同じものを前面スクリーンにも映らせていただく。

1の「計画策定の背景」をご覧ください。本市は古代から各時代に輝く歴史文化を有するまちであり、先人が築き上げてきた歴史文化が今も継承されている。しかしながら、それらは時代の流れの中、消失の危機にあり、本市固有の歴史文化の継承のため、総合的な施策の展開が必要なため、このたび「歴史的風致維持向上計画」を策

定していきたいと考えている。

2の「計画策定の目的と役割」をご覧いただきたい。本年度改訂した「堺市マスタープラン」の3つの重点プロジェクトの1つとして、「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦」とし、歴史文化を活かしたまちづくりの推進と歴史文化資源を活かしたまちの賑わいの創出を基本施策として掲げている。そこで、景観計画をはじめとするさまざまなプランと連携を図り「歴史的風致維持向上計画」の策定を行いたいと考えている。

3の「計画策定の体制」をご覧いただきたい。計画策定の体制としては、本協議会から推進庁内委員会へ御意見をいただきつつとりまとめ、国への申請を行っていきいたいと考えている。

4の「歴史文化資源等」をご覧いただきたい。本市は「ものの始まりなんでも堺」というように多様な産業・製品の発祥の地でもある。時代を追って列記している。

5の「歴史文化資源の分布状況」をご覧いただきたい。具体的に歴史的風致としての位置づけを検討する、堺市における歴史文化資源を並べた。全市域にわたり分布していることが分かる。

6の「活かしたい堺の景観」をご覧いただきたい。「堺市景観計画」では古代から未来へ輝くまち堺を理念として、本市の景観まちづくりを進めることとしており、なかでも「堺環濠都市の歴史的なまちなみ景観」と「百舌鳥古墳群の周辺の景観」について、重点的に景観形成を図る地域として位置づけている。

7の「指定文化財件数一覧」をご覧いただきたい。本計画で市内の「歴史的風致形成建造物」として位置づけられる国宝・重要文化財建造物や古墳をはじめとする様々な文化財を示している。また、登録文化財の内訳を右側に示している。

8は、7で示した一覧の内訳を表で示したものである。

9の「埋蔵文化財包蔵地」をご覧いただきたい。見にくくて申し訳ないが、埋蔵文化財包蔵地は広範囲に分布している。線で囲っている範囲である。すべてが今回の計画の歴史的風致に該当するわけではないが、直接つながらないものでも、それぞれの歴史的風致を形成する基礎になるものであると考えられる。

10-1、2、3の「維持向上すべき歴史的風致」をご覧いただきたい。5に加え、維持向上すべき歴史的風致を構成する素材・材料を示している。それぞれ個々にあげているが、鉄砲、刃物、自転車やお茶と線香のように、それぞれが組み合わせとなって歴史的風致を形成するものである。

11の「歴史的風致維持向上計画の基本方針」をご覧いただきたい。歴史的風致を維持向上すべく、4つの基本方針案を示している。「歴史的なまちなみの保全、継承」「堺固有の歴史文化資源の活用」「伝統文化、伝統産業の保存、継承」「歴史的なまちなみ、堺固有の歴史文化資源、伝統文化・伝統産業」を活かしたまちの賑わいの創出」の4つである。

12-1の「重点区域設定の考え方、重点区域の位置」をご覧いただきたい。基本方針をもとに重点区域については、3つの設定の方針案に基づき進めたいと考えている。

「堺を代表する歴史文化を有する区域であること」「歴史的風致の維持及び向上により、歴史文化を活かしたまちづくりを推進する必要がある区域であること」「歴史文化資源の消失が進むなど、特に重点的に歴史的風致の維持及び向上を図る必要がある区

域であること」である。

このように基本方針、設定の方針、2で示した景観計画をはじめとする現在本市で進められている様々なプランの方向性に4から12で示した維持向上すべき歴史的風致を照らすと、今回設定すべき重点区域として下図に示した「堺環濠都市区域」「百舌鳥古墳群周辺区域」を挙げられるのではないかと考えている。

次にこの2つの区域について説明させていただく。

12-2、3の「堺環濠都市区域」をご覧ください。1615年の大坂夏の陣の戦火で焼失した中世黄金の日日の堺の町並みは、江戸幕府により埋立てられ姿を消したが、その時に江戸幕府が新たに区画・再編した町割りが、現在の町の骨格となり、中世とは異なるエリアでの刃物をはじめとする地場産業の展開が根付き、伝統ある風致として今に伝えられている。また、住吉さんからのお渡りが現在も行なわれるなど往時をしのばせる伝統行事も今に息づいている。12-3は歴史的な概要、伝統的な活動、歴史上価値の高い建造物、良好な市街地の環境についてそれぞれまとめたものである。

12-4、5の「百舌鳥古墳群周辺区域」をご覧ください。戦前には100基を超える古墳が認められたが、現在は47基が残存し、それをこれ以上減らすことなく保存を図っているところである。また現在、世界文化遺産登録を目指している地域でもある。ご存じのように百舌鳥古墳群周辺地区には陵墓が多く、明治の始めのころまで見られた陵墓と周辺住民や来訪者との直接的な関わりは途絶えているが、現在も水利面での古墳との関わり等はずつづいており、里山的な古墳の存在は現在も形を変え、地域住民にとっての大切な自然環境、住環境となっている。12-5は、先ほどの堺環濠区域同様にまとめている。

13の「重点区域における施策事業イメージ」をご覧ください。2つの地区では、今後、歴史文化資源の保存・整備や景観形成、古墳及び周辺の整備、文化観光拠点の整備をさまざまな事業と関連付け行っていきたいと考えている。

最後に、14の「全体スケジュール」をご覧ください。今後のスケジュールとしては、本協議会の後、秋口に第2回協議会を行い重点区域内での事業整理、また年度末までには第3回協議会を行い、計画案の取りまとめを行いたいと考えている。その後、庁議、パブコメ、第4回協議会を行い、平成24年度の秋には国への申請を行いたいと考えている。

以上である。

田村会長：質疑、討論に移る。本日は第1回の協議会であるため、少なくとも全員の方から発言いただきたいと思います。質疑でも良いし、基本方針や重点区域に対する意見でも良い。座席の順番で恐縮ではあるが、順次ご意見を伺いたい。

岡本委員からお願いしたい。

岡本委員：色々説明いただいたが、高度な知識がないと理解し難いものである。反面、このような素晴らしい計画について、皆様と議論することについて喜んでいる次第である。皆様の話を伺いながら、勉強していきたいと考えている。宜しくをお願いしたい。

田村会長：小松委員、ご意見をお願いしたい。

小松委員：39年間小学校に勤め、教員として子ども達とともに歴史を学んできた。堺がもつ豊かな歴史を子ども達と一緒に大切にしていきたい。堺はすごいと言われながら、なぜ

歴史や文化が大切にされてこないのだろうかと感じていた。この数年、文化財の特別公開の事業が始まり、清学院も市民に公開される形で整備された。次は鉄砲鍛冶屋敷もという思いもある。そして、今回このような事業が始まることにも喜んでいて。今年4月に「歴史たんけん堺」という本を発行し、子ども達とともに学び、教壇してきたことをとりまとめている。以前は、現代の町割りは中世の町割りで中世の環濠かと思っていた。また、本の表紙に住吉祭礼図屏風を載せているが、南蛮人の行列だと思い込んでいた。勉強してきたことを、自分の教室で伝えるだけではだめだと感じ、教材づくりを行った。堺の歴史を実感しながら学び、それがまちづくりと一体となって整備され、来て良かったと思われるまち、市民が住んでよかったと思えるまちになれば良いと考えている。ここで出された基本方針は、私の思いも反映されており、共感できる。中身はこれから充実させていただきたいと思う。

最後の3年間錦小学校に勤めさせていただいた。ここで本当に堺の歴史や環濠の中の歴史の豊かさに感動した。あまり注目はされていないが、環濠内の小学校では錦小学校だけが空襲に遭わずに残った。かつての泉州第一番小学校であったため歴史的な資料が全て残り、市民が見たら感動すると思う。残念ながら建物は残っていないが、資料は超一流だと思う。そのようなものも含めて活用し、歴史的風致と共に大切にしていければと思っている。

「大和川の付け替え」という4年生の教材に魅せられ、全国一汚いといわれていた大和川をきれいにしたいと思い、大和川市民ネットワークの活動をしている。「大和川のお渡し」が復活され、水質もワースト3を脱却してワースト4になった。紀州街道や大和橋など大和川も含めて一体的な楽しい整備をしながら、子ども達が元気に活動し、市民が暮らし易いまちにしていくために、本協議会が大切な役割を担っていければ良いと考えている。

田村会長：鶴田委員、ご意見をお願いしたい。

鶴田委員：私自身は今年6月から堺で働くこととなった。その面接の時に、堺はどんな町と思うかと尋ねられたが、思いつかなかったため、「地方都市だと思う」とつい失礼なことを言ってしまった。合格して堺に勤めているが、私自身が堺市民だったらどこを案内するのかと考えた時、思い浮かんだのは仁徳天皇陵しかなかった。他に、千利休や与謝野晶子というキーワードは出てくるが、実際にその場所に行くと井戸の跡や記念碑しかない。それでは、他都市から来た人に、これが堺か、これが文化の町・歴史の町なのかと思われてしまう。井戸跡に千利休の当時のような建物を復元したり、与謝野晶子の生家を復元していただいたら、他都市から来た人も感激し、親しみをもってもらえると思う。刃物会館にも2～3回行ったが、実際に実演はされており、製品も置いてあるが、デパートとかわらない。資料6に伝統産業の写真が出ているが、このような場所に連れていき、実際の製作風景を見学できれば、堺は歴史や文化のあるまちであることを感じてもらえると思う。また、鉄砲鍛冶屋敷付近を歩いた時には、前面に駐車場が配されたピンクや黄色の建物が建ち並ぶ町並みが出てきてびっくりした。なぜ堺は立派な町並みや建造物も残っているのに、このような建て方を許すのか。堺は歴史を大切にしない町なのかということを感じた。もう少し堺市には頑張ってもらわないといけないと感じたところである。

その他にはあまり知識がないので、皆さんに教えてもらいながら、堺に愛着をもって務めさせていただきたいと思っている。

田村会長： 厳しいご意見をいただき、有難く思う。

次に野口委員、ご意見をお願いしたい。

野口委員： 堺市だけでなく、大阪府全体にいえることであるが、歴史的なストックの多いところであるが、府民自体にあまり意識がない。我々のPR不足もあると思う。そのような意味では、歴史的風致維持向上計画策定に向けた取り組みや世界遺産登録へ向けた取り組みは、このような素晴らしいものがあるということを府民に知ってもらう上で重要であり、素晴らしい取り組みであると思っている。

堺市にある文化財をピックアップされており、なかには、無形の民俗文化財や直接関係ないような絵画や工芸などもある。国の支援事業としてあげられているものはハードが多いが、今回の歴史的風致維持向上計画を策定されるなかで、ソフトの扱いはどのような形でいくのかを伺いたい。

田村会長： 事務局から簡潔に回答いただきたい。

事務局： ハードが中心ではあるが、鯨まつりや住吉のお渡りなど、街区や町並みを一体的として、歴史的風致が感じられる状況にしていきたい。ハード面に加えて、そのような伝統工芸や文化も考えていきたい。

野口委員： 特に事業メニューとしてはないが、計画には位置づけていくという解釈で良いのか。

事務局： そうである。

田村会長： 宗田委員、ご意見をお願いしたい。

宗田委員： 堺の歴史を大切にしないということの背景には、古墳が日本の歴史のなかで正しく位置づけられてこなかったことがある。何が正しいかという議論もあるが、日本史の教科書を見ると「古墳時代」と書いてある。小学校では、飛鳥時代の前が古墳時代で、その前が弥生時代であると教えられる。決して神武天皇が即位して以降からの歴史ではなく、現在の日本の国民が理解する歴史には、古墳時代がある。そして、その古墳時代は、堺が大きな権力をもっていた国家の黎明期である。“もののはじまりは堺”といわれるが、“もの”ではなく“国”のはじまりも堺だったわけである。それから、山を越えて飛鳥地方へ移っていくこととなる。長い間、古墳時代に堺に中心があったことを意図的に認識してはいけないような、させないような状況があった。

世界遺産登録に向けた作業を行うなかでも、いくつか難しい問題がある。その一つが考古学の対象として、百舌鳥古墳群がどこまで科学的に分析されているかである。世界的に“Outstanding universal value”を説明するとき、発掘調査をしっかりとしていなければならない。仁徳天皇の陵墓であるということを宮内庁がいうだけで説明がつくのかどうか。それはそれなりに日本の文化のあり方なので、説明はつくとは私は考えているが、いずれにせよ他の考古学遺跡と異なる扱いとなっている。資料6に示されているように百舌鳥古墳群のうち7基の古墳が史跡に指定されている。しかし、23基の古墳が陵墓として宮内庁に管理され、今日まで祭祀が行われている。歴史まちづくり法は、文化庁等が所管しているように、文化財保護法が関係している。その場合、宮内庁の陵墓はどのように扱うか。世界遺産登録については、宮内庁から理解いただき、市民が管理を進めてくださいということになっている。

宮内庁問題の他にも、周辺の都市化によるバッファゾーンの問題もある。しかし、これは考えようであって、ヨーロッパの主要都市は古代ローマの殖民都市である。パリもロンドンもミュンヘンも古代の遺跡の上に現代都市がのっているわけであり、景観問題を起こしながら、発達したものである。百舌鳥古墳群周辺区域という堺にとって重要な区域は、日本史にとっても重要な区域であるといえる。

中世環濠都市も、古墳ほどではないが、日本史のなかで意図的に無視する力があつたのかもしれない。堺から京都の中世の文化、室町文化が生まれた。そう考えると堺をもう少し大切にすべきであつた。禅宗との関係においても同様である。

このような意味でも、堺が歴史に焦点あててまちづくりを考えることは大きな意味がある。

奈良時代の中心は奈良、平安時代の中心は京都というように各時代に中心都市があるが、古墳時代の中心は堺である。奈良は明治の都市計画で今の形ができてきた。京都は長い間かけて産業都市として復興したり、現在の景観施策なども含めてかつての形を踏襲しながらつくってきている。古墳時代の中心の堺において、その上にどのような都市計画をしたら良いかは、日本の都市計画の歴史のなかで前例がない。古墳がある堺のまちを日本の歴史都市のひとつとして、いかにつくっていくかは重要な課題である。単に歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画にとどまらず、そのような大きなテーマのもとに、日本の都市計画史に残るような大きな取り組みとして考えていければ良い。対照的に奈良県橿原市がある。皇紀2600年に橿原神宮を造営し、未だにその呪縛にとらわれている（近年は今井町なども大切にしているが）。古墳時代に正しい光をあてて、将来の日本に向けてここをいかに考えていくかということは、大きな課題がある。

本日の資料をみると古墳時代ということがあまり出てこない。前回の世界遺産の検討委員会で考古学の先生に聞いたが、古墳時代という言葉が大切にされている。是非古墳時代ということをもう少し前面に打ち出す形として欲しい。

田村会長：非常に中身が濃く、都市計画に関わる部分については、お返りする言葉もない。今の話について、事務局は意見はあるか。

事務局：レベルが高く今すぐには思いつかない。勉強させていただく。

田村会長：橋爪委員、ご意見をお願いしたい。

橋爪委員：宗田委員のご指摘に賛成であり、「古代」と書かずに「古墳時代」と書いた方が堺の固有性が出てくると思う。堺固有の歴史文化とは何かという書き方や言葉の選び方にも関係するものである。そのあたりは工夫していただきたい。

本日の議題は、基本方針と重点区域の設定の方針ということである。資料6の13頁から14頁に示されている。基本的にはこのような進め方で良いかと思う。重点区域はぼんやりと描かれているが、最終的には明確な線を引かなければならない。

個人的には旧港と浜寺も重要な場所であると考えている。今回は重点区域から外されている。今回は外すとしても、いずれは旧港と浜寺といった近代の堺を代表する場所も位置づけていければ、堺の都市の重層性が示せると思う。今回は、2ヶ所を先行していただければ良いが、将来的には検討いただきたい。

もう一点、名称であるが、「百舌鳥古墳群周辺区域」は正確に言えば「百舌鳥古墳群及

び周辺区域」である。百舌鳥古墳群周辺区域では百舌鳥古墳群が抜けてしまう。次回協議会資料として出されるであろう重点区域内の事業について、その頭出しが資料6の19頁に示されている。4つの柱が示されているが、それらが重複しているので、再検討が必要である。「歴史・文化資源の保存・整備」は全てに関係する。また、「景観形成」と「周辺の整備」がどう違うのか。「文化観光拠点の整備」はひとつの柱として明確であるが、その他3つの柱について、もう少し整理し、特徴を出せば良いと思う。他都市の計画では、例えば金沢市の用水のように、水系の整備は地域固有のものとしてひとつの柱になっている。堺においても水系は大切であり、古墳時代から現代まで、水路をどのようにつくりいかに取水するかは地域の課題でもあった。また、ソフトの産業や祭り、民俗がこの柱に出てきていない。歴史・文化資源の保存・整備に入っているのかもしれないが明確でない。次回に関係する話であるが、そのあたりを考慮いただきたい。

田村会長： 次回のテーマまで触れていただいた。概念が整理できておらず、不明確である。議論ができるように、領域を示し、言葉の意味を明確にして再整理して提案することというご指摘である。

小浦委員、ご意見をお願いしたい。

小浦委員： 今日の資料では、資源が個別にバラバラと示されている。それが現在の環境や地域の生活、産業とどのように関わっているのかが整理されていないので、それぞれの価値が見え難くなっている。基本方針について4つのテーマが示されているが、この4つをもう少し具体的に記述した方が良い。補助事業にはハード事業が多いが、単なる町並みや建造物などの物理的な資源の保存ではない。歴史的風致の概念から考えると、町並みや建造物などの物理的な資源と人々の活動、産業や生活文化などが一体となっている状態に価値を見出し、その状況を保全するために、その基盤となっているものを守ろうというものである。従って、計画作成にあたっては、人々の場所への関わり方など、現在の活動を歴史的に説明することが求められる。そのあたりを意識して基本方針を書き込む必要がある。

今回の重点区域はこの2地区で良いと思うが、堺のなかにはそれに準ずるような歴史的風致がある場所はたくさんある。資源マップで資源の分布や量を見せるだけでなく、それらがどのように現在の市街地や人々の活動と関わっているかが分かるようなまとめ方をしておく、今後の申請につながる。この2地区を重点区域とするということが唐突に出てきているので、そのあたりを含めて説明を加えた方が良い。

3点目は、大和川の話があったが、水の話は大切である。川の付け替えの歴史があり、そこで行われている祭りや現在どのように水が活かされているかという一連の流れもひとつの歴史的風致である。堺のなかに内在しているそのような要素を一度きちんと整理しておく方が良いかと思うが、市としてはどうするか。重点区域でまっすぐ走るという形でいくのか。

事務局： あまり分散しないように重点区域に力を入れていきたい。しかし、各委員からご指摘があるように、大和川、街道、浜寺、泉北陶邑などを含め、そのあたりの歴史的風致はある程度計画に書き込んでいきたいと考えている。

田村会長： 増田委員、ご意見をお願いしたい。

増田委員：各委員が大分ご指摘いただき、重なる部分もある。が、ひとつは、堺のもっている重層的な歴史をもう少し浮き立たせる必要があると思う。例えば、古墳よりも前の段階で、弥生器や須恵器の工房の一大拠点であったわけであり、それが今の里山までつながっている。禿山化したりして、原生期の里が変わり、それが今の南部丘陵の背景になり、古墳時代、中世、近世に移っている。そして、そのような重層性の背景には、堺のもつ丘陵地から海浜部に至る地帯構造があり、地帯構造と歴史が相俟って展開してきた。例えば、水の循環の話では、日本で最古といわれる狭山池があり、その農業用水路が仁徳陵周辺の濠に入り、それが内川、土居川に入っていく。それによって繋がっていったという農耕文化のなかでの管理という話が背景にある。このように、自然のもっている構造と歴史的構造とが相俟って展開してきた歴史が堺にはあり、このあたりを背景として整理しておく必要がある。

二つ目は、資料6の6頁目に活かしたい堺の景観が出ている。私は景観計画の作成にも参画させていただいた。堺では、もともとこのような発想が欠落していた。堺のもっている独自性や個性を都市行政のなかでどのように位置付けていくかという視点が弱かった。景観計画のなかでこれを浮かびあがらせた。これは第一歩として、まずは注視してもらうために取り上げたものであり、これが次の段階にどのように施策展開していくかまでは踏み出せていないという状況である。これを踏み出していくことが大切であり、景観計画のなかでは、景観形成重要地域として、環濠地域と百舌鳥古墳群周辺地域を位置づけたが、まだ中身がない状態である。それをいかに強化していくかという話と同時に、堺市にはこれだけ重層した活かしたい景観があり、これは先ほどから話に出てきている生活文化や産業文化と一体的に展開してきた景観である。これがどう次の段階に繋がるのかというシナリオは少なくとも提示しなければ、文化財行政と都市行政がうまく連携しない形になってしまう。私が本協議会に入っているひとつの意味は、都市計画や景観計画にこの計画をいかにつなぎ合わせていくのかという部分だと思うので、そのような点を指摘させていただく。

もう一点、先ほどから出ている百舌鳥古墳群にしても、環濠集落にしても、かなり傷付き、改変が進んでいる状態にある。良いものと良いものの間はかなり隙間が存在している。良いものを残していく施策と同時に、それをつなぎ合わせていくための施策が大切である。これは緑地にもいえるし、町並みや景観にもいえることである。繋がりをどのように踏み込んでいくのかを是非議論させていただきたいと思う。

田村会長：一通り委員の意見を伺った。各委員からの意見を踏まえて、重ねて2名程度のご意見を伺いたいと思う。

小松委員：一つは大和川について、環濠の中に大和川は入っていないが、環濠から距離的にいえば1キロ程度である。また、お渡りが復活して並松町からかつての土居川から入ってくるので、そのような点も含めて是非一体的に整備して欲しいと考えている。

また、環濠は高速道路で途切れており、歴史的な景観としては致命的な問題がある。現在も内川では、途切れた環濠部分の復元に向けた市民活動が行われている。環濠の復元の条件を探りながら、まずは内川をきれいにしていくことを進めて欲しい。一つの案として、大和川の水を内川に導入するという意見もでていいる。国交省などでも検討していただければと思っている。そのようなことも含め増田委員が言われたような

狭山池からの繋がりを含めた水系を大事にすることを是非お願いしたい。

もう一点は、宗田委員が言われていたことについて、共感する部分が多い。一点、私は古墳時代の中心が堺であるということが言えるのかは疑問である。権力の中心にお墓はないので、お墓があるから中心というのは難しいのではないかと思う。国のはじまりが堺とまで言わなくとも、古墳時代の古墳を考えるには堺が重要であるというくらいで良いと思う。キャッチフレーズはあった方が良いので、工夫したら良いと思う。

泉北すえむら資料館を見学して勉強した。昨年の平城遷都 1300 年祭では、宮廷で食べられた器が並べられていた。その陶器は全て堺の陶邑でつくったものであるということを知った。“もののはじまりは堺”というように、“器の始まりは堺”だということをもっと言わなければならないと思った。土や燃料をとりすぎたから里山が荒れたわけではなく、古代は、人々が小さな松を植えながら上手にやっていた。権力が京都に移ってしまい、堺での生産がなくなってしまったからとも聞いている。

橋爪委員：資料6の15頁と17頁が大切であると理解している。重点区域の図の中に示されている「〇〇にみる歴史的風致」というのが、この事業の柱になっていく概念であると思う。15頁の堺環濠都市区域の図であれば、「伝統産業にみる歴史的風致」「お渡りにみる歴史的風致」「町割りにみる歴史的風致」「歴史的建造物にみる歴史的風致」「交通にみる歴史的風致」という5つの柱があるが、これで十分かどうかという議論がひとつある。環濠の意味合いが町割りに入っているのであれば良いが。その他にも茶道や生活文化の話はどこに位置づけられるのかという点は検討すべきである。この図が、歴史的風致とは何かという柱になるので、再整理して次回協議会で出していただきたい。17頁については、「歴史的風致」という言葉では3つあるが、先ほども意見にあったように、水系という概念が入っても良いのではないかと思う。また、歴史的風致というレベルのなかに、サイクルロードレースの実施や清掃活動が入っており、これはレベルが揃っていないので、再整理していただきたい。

この重点区域2ヶ所で何を歴史的風致として重視していくのかを整理し、先の事業と繋げる構成が必要である。

宗田委員：歴史的風致維持向上計画には、最初にそれぞれの町の歴史的風致を整理するところがある。京都の場合はそこで苦しんだ。国の制度は何でもそうであるが、雛形があるとそれに似せて書いてしまう。しかし、堺の歴史は京都以上にユニークである。他の都市では全く書けないような古墳時代やそれ以前からの繋がりを、また、地帯構造や水系などがある。それらをいかに上手に書くかである。そう思うと京都は楽な方であり、堺の大歴史を書こうと思ったら、まだ調査されておらず学説として定着していないことも多すぎる。古墳時代の中心の意見もあったが、当時何が中心だったかは、かなり分かってきてはいるものの、そもそも都市などなかったもので、そこをいかに書くかという議論の余地もある。そのあたりをこつこつと詰めていくなかで相当ゆっくり議論して、堺独自の新しいユニークな歴史的風致維持向上計画、これで日本の古墳時代も定まったというくらいの計画にできればと思っている。折角の機会であるのでもっと広く考えれば良いかと思う。

田村会長：資料6の20頁のスケジュールでは、次回協議会は次の事業計画の話に移っている。

しかし、最後のあたりに議論のあった基本方針や重点区域は再整理するよう意見をいただいている。これは基本的な書き直しを協議会で要求されたものである。書き直したものを改めて委員の先生方に説明し、その上で第2回協議会の開催となる。議論はまだまだ尽きないところであるが、時間の関係もあるので、この辺りで区切らせていただく。進行を事務局に返させていただきます。

5-3. 閉会

事務局：本日は活発な意見をいただき御礼申し上げます。本日のいただいた意見をもとに、次回の協議会に向けた作業を進める。

最後に、少し時間をいただき次回協議会の日程調整をさせていただきます。次回の協議会は11月下旬に開催したいと考えている。資料と一緒に用意させていただいた日程調整シートの11月14日から30日までの間の午前と午後でご都合の悪い時間帯に×印を付けていただきたい。土日も記載いただきたい。

(集計・調整)

事務局：次回の協議会は11月17日午前とさせていただきます。会場については追って連絡させていただきます。

これにて本日の協議会を終了させていただきます。